# 通学区域について

## 1 通学区域を設定する理由

## 学校教育法施行令第5条第2項

市町村の教育委員会は,当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては,前項(入学期日)の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。



市町村の教育委員会は,法令の定めはないが,就学する学校を恣意的でなく公平に指定するために,学校ごとに「あらかじめ通学区域を設定」している。(指定学校制=指定通学区域制)

## 2 通学区域を設定する要素

	旧新潟市の例
(1)児童生徒数の適正規模	小学校 1 2 ~ 2 4 学級
	中学校9~24学級
(2)通学の距離と時間	通学距離は,小学校4km以内,中学校6km以
	内としている。
	通学時間の設定はしていない。
(3)通学の安全性	大きな道路や河川を通学区域の境界にしている。
	また統合にあたり通学路が未整備の場合などに、
	スクールバスを運行している。
(4)地域との関係	学校と自治会・町内会などの地域活動や文化活動
	などとの関係についても配慮し ,地域の合意を尊
	重している。
(5)歴史的な経緯	これまでの学校の経緯や、自治制度の変遷など、
	地域の歴史的事情についても配慮している。

## 3 通学区域の例外的な取扱い

#### 学校教育法施行令第8条

市町村の教育委員会は,第5条第2項の場合(就学すべき学校の指定)において,相当と認めるときは,保護者の申立により,その指定した小学校又は中学校を変更することができる。(後段,学校長への通知部分は略。)



#### 学校教育法施行規則第32条第1項

市町村の教育委員会は、(略)就学すべき小学校又は中学校を指定する場合には、あらかじめその保護者の意見を聴取することができる。(略)同施行規則第32条第2項

市町村の教育委員会は、(略)就学校の指定に係る通知において(略) 保護者の申立ができる旨を示すものとする。

## 同施行規則第33条

市町村の教育委員会は,学校教育法施行令第8条の規定により,その 指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め,公表するものとする。



#### 通学区域制度の弾力的運用(平成9年文部省初等中等教育局長通知)

- 要点 1 市町村教育委員会は,地理的理由,身体的理由,いじめ対応のほか,児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは,学校指定を変更できる。
- 要点 2 学校指定の変更などを,広く保護者に周知すること。また学校に趣旨を周知し,相談体制を充実すること。



## 新潟市の弾力的運用

- 1 「新潟市学区外就学認可基準」により学区外就学を許可している。
- 2 学区外就学制度の周知は,入学通知書とホームページで行なっている。